

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年八月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年一月三十日奈良県指令建第一〇二―一九〇号

令和元年六月二十七日奈良県指令建第一〇二―一九〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年八月五日建第九四六六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年八月五日建第五四一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方五四番一、五五番一、五六番一、六四番一、六四番四、六五番一、六五番三、六六番一、六六番二、一八一番一、一八一番二、一八二番一、一八二番二、一八三番一、一八四番一及び一八六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南三丁目七番八号

協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方六四番一の一部、六四番四、六五番一、六五番三、六六番一の一部、六六番二、一八一番一の一部、一八一番二、一八二番一の一部、一八二番二の一部、一八三番一の一部、一八四番一の一部及び一八六番の一部
公園 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方五四番一及び一八四番一の各一部
下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方六五番一、六六番一、一八一番一、一八二番一、一八二番二、一八三番一、一八四番一及び一八六番の各一部

水路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方五四番一の一部